

I. 反対尋問

1. 判例を挙げた趣旨は何か。
2. 学説の検討 2 において、なぜ、「証明書の写しが証明書と同等の信用性を有するもの」といえるのか。
3. 学説の検討 3 において、「コピー機による写しは.....写し取る者の主観は介在し得ない」とあるがなぜ断定できるのか。
4. 本問の検討 1(2)における規範の根拠は何か。
5. 検察側は「文書」の意義をどのように考えているか。
6. 検察側は「写し」を一般に「文書」に当たると考えているのか。

II. 学説の検討

1. 検察側は以下の理由により甲説を採用しない。

コピーと原本の作成名義人を同一と解すれば、原本名義人以外の者によるコピーの作成は内容の改ざんがなされない場合も常に偽造に当たり、妥当でない。¹

また、コピー作成者の印章・署名がない限り、通常そのコピーから誰が写真コピーの作成名義人かを認識することは困難であり、名義人を特定することができないからコピーは文章と言えない。
2. 検察側は以下の理由により乙説を採用する。

そもそも、文書とは文字または文字に代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、物体上に記載された意思または観念の表示である。そして、写しとは写しと同一内容の原本が存在するという写し作成者の意思を表示するものであるが、写しはその意思を文字などを用いて表示されたとは言えない。²

したがって、写しには意思または観念の表示が認められず、刑法における文書に該当しないと考えるのが素直である。

III. 本問の検討

1. X が、M 事務局供託官 A 発行の供託受領証の記名・押印部分をカミソリで切り離し、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙に貼り付け、真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピー5通を偽造した行為につき、有印公文書偽造罪(155条1項)が成立するか。そもそも、本件写真のコピーが本罪の構成要件該当事実たる「文書」に当たるか問題となる。

¹ 成瀬幸典「コピー等による文書偽造」刑法の争点,有斐閣[2008年]226-227頁参照。

² 成瀬前掲 226頁。

この点、弁護側は乙説を採用する。

本問において、X は供託官の記名・押印部分をカミソリで切り離し虚偽の供託事実を記入した供託金受領証を作成している。そして、かかる受領書を原本として本件コピーを偽造した。したがって、本件コピーは「写し」に当たり「文書」に該当しない。

2. よって、犯罪は不成立である。

IV. 結論

以上より、Xは何ら罪責を負わない。

以上